

皆さまへ

SELP(セルプ)は 障害者の働く・暮らす・生きるを支えています
ご入会を心よりお待ちしております。

新入会員募集のご案内

一般社団法人
静岡県社会就労センター協議会

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日々障害者福祉支援活動に多大なご尽力をされていますことに衷心より敬意を表します。

一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会は、心身に障害をもつ障害者が、地域で自立生活ができる社会実現のために、障害者の就労支援・生活介護や就労支援施設の授産活動活性化を行い、障害者福祉の増進に貢献することを目的とする社会福祉法人施設・事業者、および特定非営利活動法人運営の事業所・代表者(当該地域の社会福祉法人運営の正会員2施設からの推薦を受けた)に限定した組織です。

これは社会福祉への志しや、想い、悩み、理念等を共感できる社会福祉法人施設・事業所で、障害者福祉の改善向上に取り組みたいとの趣旨に基づくもので、相互に一層の絆を深めることができると考えます。

昭和46年「静岡県授産事業施設協会」として発足以来、静岡県下授産施設における障害者の就労支援や生活支援に取り組んでまいりました。平成21年に一般社団法人に改組し、現在約50の会員さまで構成されています。

さて、当協議会の特色の第一は、平成14年より実施してまいりました「知的障害者 介護職員初任者研修」で、平成28年度までに508名の修了生を輩出しています。

その専門的な指導手法は、行政等においても高く評価されており、介護業界はじめ、一般事業所への就労促進に貢献しております。

第二は、会員事業所の成長と利用者工賃向上の手段として、ウイルハント(インフルエンザ等の空間除菌剤)やセルプ茶の販売のほか、ドラッグストアと提携し自主製品の委託販売等、各種事業の振興に、会員さまと共に取り組んでいます。

つきましては、皆さまのお力添えをいただき目標実現に向けて一層の発展を図りたく、何とぞご入会賜りますようお願い申し上げます。

1. 社会就労センター協議会の組織と役割

「全国社会就労センター協議会」は、全国の障害者が働く社会福祉法人施設で組織され、約1700の施設・事業所が加盟しています。そして全国7つのブロックと47都道府県47ヶ所に地方組織がつくられていて、各会員はそれぞれの組織に所属しています。

「全国社会就労センター協議会」は、これらの会員施設・事業所並びに「ブロック」「都道府県社会就労センター協議会」とのネットワークを軸に、厚生労働省や国会等への社会就労センター関係制度の充実や制度改善・予算に関する要望活動を行っています。

SELP(セルフ)とは

英語の Self-Help『自助自立』からつくられた造語です。

障害のある人たちを取りまく現在の社会環境は、必ずしも満足できるものではありません。その中でも、自分なりの働き方で社会に貢献しながら自分たちの生活をつくりだす『自立』を支援することが、私たちの最大の目的です。

2. 一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会の主な活動

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 障害者の就労支援事業
- ② 障害者の自主製品の普及・啓発事業
- ③ 障害者の介護職初任者研修 研修事業
- ④ 授産業務の受注・斡旋事業
- ⑤ 自主製品の研究・開発事業
- ⑥ 障害者の作業の場と情報提供事業
- ⑦ 社会福祉に係る者ボランティアの啓発
- ⑧ 法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ⑨ 商品販売・イベントなどの企画事業
- ⑩ 各種講座への講師派遣事業
- ⑪ 文化・芸術又はレクリエーションの振興を図る事業

3. 団体の沿革

- 昭和46年「静岡県授産事業施設協会」として発足し、任意団体として活動。
平成9年4月1日「静岡県社会就労センター協議会」に商号変更し、平成21年一般社団法人に改組しました。

- 平成14年度：静岡県の受託事業として「知的障害者居宅介護職員養成研修」を受託。
現在まで毎年受託し修了生の半数が地域社会での就労をしています。
平成21年度～平成27年度まで「知的障害者居宅介護職員就労支援事業」を受託。
研修修了生の就労支援をする就職サポーターを配置し、関係機関と連携をとりながら就労支援をしました。

- 平成22年度：伊藤園と提携したお茶のペットボトル「静岡のお茶です(通称:セルプ茶)」を関東11都県で販売開始しました。
現在は、静岡市農業協同組合との連携によるアルミボトル400g「静岡のお茶です(通称セルプ茶)」を販売しています。

- 平成23年度：社会貢献に前向きな県内大手ドラッグストア株式会社杏林堂薬局と提携し、会員施設の自主製品の委託販売事業をスタートしました。

- 平成24年度：メーカーと二酸化塩素空間除菌剤「ウイルハント60」の福祉施設等への特別価格での提供に合意し、静岡県下及び北海道の社会福祉施設・老人ホーム・保育園等に販売開始しました。

【照会先】

一般社団法人 静岡県社会就労センター協議会 事務局
〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-5 5風来館4階
TEL(054)204-5088 FAX(054)204-5089
メールアドレス: bz265865@bz03.plala.or.jp
ホームページ: shizuoka-selp.or.jp

◆入会規約について

本会の会員は、正会員(社員)、準会員及び賛助会員の構成になっています。

(1) 正会員は、社会就労センター事業の振興に寄与することを目的とする社会福祉法人(公立を含む)および特定非営利活動法人運営の事業所の代表者とします。特定非営利活動法人においては、当該法人が所在する地域の2か所以上の社会福祉法人(公立を含む)運営の正会員の推薦を受けていただきます。

なお、正会員については理事会の承認を得るものとします。

(2) 準会員は、県内に事業所を有し本会の事業に参加する事業所とします。

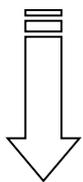
(3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し資金面の支援をする企業等とします。

(4) 準会員及び賛助会員は、本会の総会等への出席や議決権をありません。

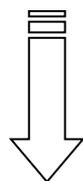
◆入会までの流れについて

新規に本会会員に入会される手続きです。

ステップ① 入会申込書を 当会へ送付



ステップ② 承認後、 年会費納入



ステップ③ 事業参加 正会員は委員 会に所属

- (1) 正会員(社員)は、本会所定の申込書により入会申し込みをし、本会理事会の承認を得ていただきます。
- (2) 準会員は、各事業で定められた規程の加入申込書の提出により準会員となります。
- (3) 賛助会員は、本会所定の申込書提出により賛助会員名簿に登録することで賛助会員となります。

- (1) 正会員(社員)の年会費は、定員数により決められています。
定員1~30名 20,000円、31~50名 30,000円、
51名以上 40,000円
なお、会費には関東社会就労センター協議会の年会費(1,000円)が含まれています。
- (2) 準会員の年会費は、5,000円です。
- (3) 賛助会員の年会費は、法人1口 10,000円(1口以上)、
個人1口 5,000円(1口以上)となります。

- (1) 正会員は、いずれかの委員会に属することになります。
- ◆総務委員会
 - ◆調査研究研修委員会
 - ◆事業振興対策委員会
- (2) 準会員は、参加事業に定められた規程に準じます。

会員の期間は、年度単位とし、年度終了の1か月前までに退会の意思表示がない場合は、引き続き翌年度も会員となるものとします。